

## 主な内容

2面 ■ 所得税等の確定申告 / 4面 ■ 「奥の細道・旅立ち展」  
 ■ 荒川区債を購入してまちづくりに参加しませんか？

発行 ■ 荒川区 ☎(3802)3111 〒116-8501 東京都荒川区荒川2-2-3 / 毎月1日・11日・21日 / 80000部発行

# 税の申告を忘れずに

## 受付期間 2月16日(月)～3月16日(月)



## 住民税の申告

申告期限間近は、窓口が大変混雑します。早めの申告をお願いします。

申告が必要で

### 申告に必要なもの

### 申告が必要な方

住民税は、毎年1月1日現在の住所地において、前年1月から12月の所得に基づき課税されます。27年1月1日現在、区内に住所のある方は、原則として住民税の申告が必要です。収入が無かった方も、税証明書の発行、国民健康保険・介護保険の保険料額の算定、児童手当の支給決定等に必要のため、生活状況等を申告して下さい。

### 申告の必要が無い方

▽ 税務署に所得税の確定申告をする方  
 △ 給与収入のみの方で、勤務先から区に給与支払報告書が提出されている方  
 △ 公的年金収入のみの方  
 \* 医療費控除等を受けようとする場合は、確定申告(源泉徴収所得税がある方)または住民税の

### 申告に必要ないもの

▽ 区役所2階税務課、各区分事務所でも配布します  
 △ 収入を証明するもの(26年中の給与所得に関する源泉徴収票、支払者の証明書等)  
 △ 各種控除を証明するもの(26年中に納付した医療費、健康保険料、介護保険料の領収書、国民年金保険料、生命保険料、地震保険料等の控除証明書、障害者手帳、愛の手帳、学生証等の証明書等)  
 △ 印鑑(親族の方が代理で申告する場合は、代理人の印鑑)  
 △ 申告に関する注意点

### 申告に関する注意点

▽ 16歳未満の扶養親族は扶養控除の対象となりませんが、非課税の判定等に必要ですので、省略せず記入して下さい  
 △ 寡婦、寡夫、障害者控除の申告漏れにご注意下さい

## 住民税等の納税窓口を日曜日に臨時開設

住民税・軽自動車税の納税の相談、税金の納付にご利用下さい。

日時 2月22日(日) 午前9時～午後5時

### ●住民税の納期内の納税を

住民税は、年4回(6・8・10月、翌年1月末)で納付することになっています。未納のまま納期限を経過すると、延滞金が加算される他、財産調査の上、預貯金等の差押え等を行う場合があります。ご理解・ご協力をお願いします。

場所・問合せ 税務課(区役所2階) ☎内線2334～7

## 小規模納税者・年金受給者・給与所得者向け 税理士による所得税・消費税の無料申告相談

期日・会場

▷ 2月12日(木)・13日(金) …アクト21地下ホール  
 ▷ 2月17日(火)・18日(水) …区役所3階304・305会議室

時間 ▷ 午前9時30分～正午(受け付けは、午前11時30分まで)

▷ 午後1時～4時(受け付けは、午後3時30分まで)  
 \* 混雑の状況により、早めに受け付けを終了する場合があります

問合せ 荒川税務署 ☎(3893) 0151

国税庁ホームページアドレス

<http://www.nta.go.jp/>

### 住民税の申告受付会場・日時

会場	日	時
区役所2階税務課	2月16日(月)～3月16日(月)	午前8時30分～午後5時15分
南千住駅前ふれあい館	2月19日(木)・20日(金)	▷ 午前9時～正午
尾久区民事務所3階	2月24日(火)・25日(水)	
日暮区区民事務所2階	2月26日(木)・27日(金)	▷ 午後1時～4時
町屋区区民事務所2階	3月3日(火)・4日(水)	

\* 土・日曜日、祝日等を除く  
 \* 郵送による申告も出来ます。必要事項、電話番号の記載漏れや控除証明書の添付漏れが無いよう、ご注意ください

## 2面

## 所得税等の確定申告

## 税の無料相談会

税理士記念日(2月23日)事業として、税の無料相談会を行います。直接会場へお越し下さい。

日時 2月23日(月) 午前10時30分～午後3時30分

\* 午後0時30分～1時30分を除く

場所 南千住駅前ふれあい館 洋室1・2・3

\* 確定申告用紙等の配布や申告書の受け付けは行いません

問合せ 東京税理士会荒川支部 ☎(3800) 5577

## 国民健康保険料・後期高齢者医療保険料・介護保険料の納付額の確認方法

▽ 納付書をご利用の方: 領収証書  
 △ 口座振替の方: 26年12月下旬に送付の口座振替済みのお知らせ  
 △ 特別徴収の方: 日本年金機構から送付された源泉徴収票

▽ 公的年金等からの特別徴収で保険料を支払った場合: 年金受給者の保険料控除の対象となり、それ以外の方が社会保険料控除とすることは出来ません

日本年金機構  
 ねんきん定期便・ねんきんネット等専用ダイヤル  
 期間 3月16日(月)まで  
 ☎0570(058) 5555  
 \* IP電話・PHS向け電話番号 ☎03(6700) 1144  
 \* 自動音声の案内に従って「3」を押して下さい

▽ 介護保険料: 介護保険課  
 ☎内線2441  
 △ 国民年金保険料: 荒川年金事務所 ☎(3800) 9151

国民健康保険料・後期高齢者医療保険料・介護保険料の納付方法は、納付方法により取り扱いは異なります。  
 △ 口座振替や納付書等で保険料を納付した場合: 納付した方(生計を共にする方)の社会保険料控除の対象となります

確定申告や住民税の申告をする時は、「社会保険料控除」欄に忘れずに記入して下さい。国民健康保険料・後期高齢者医療保険料・介護保険料は、納付方法により取り扱いは異なります。

家族の方が国民年金保険料を納付した場合、納付した方が社会保険料控除として申告出来ます  
 △ 国民健康保険料・後期高齢者医療保険料: 国保年金課  
 ☎内線2386

## 国民健康保険料・後期高齢者医療保険料・介護保険料及び国民年金保険料は「所得控除」の対象です

26年1月～12月に納付した保険料は、社会保険料控除として全額が所得控除の対象となります。生計を共にする配偶者や親族の保険料を負担した場合も、合算して控除出来ます(特別徴収分を除く)。

国民年金保険料は、日本年金機構から送付された社会保険料(国民年金保険料)控除証明書の添付が必要です